

支部運営規程

(目 的)

第1条 定款施行規則第1条の規定に基づき、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本部」という。）支部の円滑な運営を図るため、次のとおり定める。

(事 務 所)

第2条 支部の事務所は、本部から事務委託された支部長が代表を勤める会員業者事務所とする。
2. 本部が所在する支部は本部事務局とする。

(設置の目的)

第3条 支部は、本部事業遂行の協力及び支部会員等の交流を目的とする。

(業 務)

第4条 支部は、次の業務を行う。

- (1) 本部事業への協力
- (2) 各種届出書類の配布及び受付等並びに本部との連絡調整
- (3) 地区会員間及び地区他団体並びに地区行政等との交流

(種別及び定数)

第5条 支部に役員を置く。役員員の員数は、次回改選まで増減しないものとする。
2. 役員のうちから支部長1名及び同副支部長1名を選任する。

(選 任)

第6条 役員は支部所属の県協会正会員のうちから5名以内を会長が指名し理事会の承認を得て選任する。
2. 支部長及び同副支部長は、会長が役員のうちから指名し、理事会の承認を得て選任する。

(職 務)

第7条 支部長は支部を代表し、支部運営を統括する。
2. 副支部長は、同支部長を補佐し、同支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 役員は、支部運営に協力する。

(任 期)

第8条 役員員の任期は、本部役員員の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。

(解 任)

第9条 役員として相応しくない行為をしたときは、その任期中であっても役員会の提案により、理事会で解任することができる。

(会議の種類)

第10条 会議は、支部全員協議会及び役員会とする。

(会議の開催)

第11条 会議は、必要に応じ支部長が召集する。

(支部全員協議会)

第12条 支部全員協議会は、必要に応じ支部に所属する県協会正会員及び準会員をもって構成し開催する。

2. 支部全員協議会は、支部長を議長とする。
3. 支部全員協議会は、役員から本部事業の遂行等について報告を受け、その協力体制等について協議する。
4. 協議内容については、本部に報告するものとする。

(役員会)

第13条 役員は、役員の参加のもと行うものとする。

2. 役員会は次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 本部事業協力遂行に関する事項
 - (2) 支部運営に関する事項
 - (3) その他関連する事項及び支部全員協議会の運営に関する事項
 - (4) 協議された事項については、都度本部へ報告するものとする。

(経費の支弁)

第14条 支部事務委託費は、事務委託契約に基づき、半期に一度の年2回支部事務所に支払われるものとする。又支部運営費は、年1回本部からの定額資金前渡し制とし、これら会計処理は本部にて行う。

(規定の変更)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。
2. 平成28年3月7日 一部改定（第12条・第14条）、同年4月1日施行
3. 平成28年4月27日一部改定（第5条第1項・2項、第6条）、同日施行
4. 令和2年3月30日 一部改正（第2条1項・第5条2項・第6条2項・第7条1項、第2項・第11条第12条2項 ※幹事長⇒地区協議会会長）同年4月1日施行
5. 令和5年12月19日 一部改正、令和6年4月1日施行
規程名を支部運営規程に変更及び全条文等において
地区協議会を支部、地区協議会会長を支部長、副幹事長を副支部長、幹事を役員、地区全員協議会を支部全員協議会、幹事会を役員会に名称変更